平成２４年（フ）第４７号
佐賀県佐賀市大和町大字久留間4326番地５
債務者　平野　　力
１　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
佐賀県小城市芦刈町芦溝568番地１
債務者　有村　美香
１　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９４号
長崎県諫早市西郷町５番地２、旧住所長崎県北高来郡森山町大字井牟田上名801番地
債務者　藤原　　丈
１　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
長崎県大村市杭出津３丁目563番地３、前住所長崎県諫早市平山町396番地１
債務者　今里　寿朗
１　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
長崎県大村市竹松町904番地９、前住所長崎県大村市鬼橋町296番地
債務者　山口波津子
１　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
長崎県雲仙市千々石町戊212番地
債務者　森長　照子
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
大分市大字津留1929番地の２　北下郡11―１組
債務者　中島　春菜
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２３号
北九州市小倉北区大手町３番１―806号
債務者　臼杵まさ子
１　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３８８号
北九州市門司区鳴竹１丁目14番５号
債務者　田村　和三
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４１６号
北九州市門司区丸山２丁目４番217―302号
債務者　片山　直美
１　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９４号
松江市上乃木８丁目12番18号　クレセント上乃木Ｃ101、前住所松江市浜乃木３丁目２番36―306号
債務者　和田　佳之
１　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５号
青森県黒石市北美町１丁目29番地19
債務者　村上富士子
１　決定年月日時　平成24年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７７号
青森県弘前市大字青樹町６番地１　大開荘102号
債務者　水島美代子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３６６号
熊本市中央区水道町１番23号　加地ビル４階、前住所福岡県北九州市八幡西区則松５丁目14番８号
債務者　津島亜沙美
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６９号
熊本県上益城郡御船町大字田代5438番地１
債務者　内村　年美
１　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３７０号
熊本市北区龍田陳内４丁目８番２号　菅武志方
債務者　小松　美和
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係